

市 有 財 産 の 先 着 順 売 払 い 案 内 書
(土地・建物付き土地)

下関市役所
資産経営課

—— 目 次 ——

	ページ
◎ 先着順売払い物件（土地・建物付き土地）の購入手続き	1
◎ 市有財産の先着順売払い案内書（土地・建物付き土地）	2～5
1. 受付方法	2
2. 申込に当って付す条件	2
3. 受付場所	2
4. 受付時間	2
5. 購入者の決定方法	3
6. 申込時に持参するもの	3
7. 契約の締結等	4
8. 売買代金の支払い方法	4
9. 所有権の移転等	4
10. その他	4～5
「市有財産売買契約書」	6～11
「市有財産売買仮契約書」	12～17
◎ 委任状（様式見本）	18
◎ 参考法令	19

先着順売払い物件（土地・建物付き土地）の購入手続き

1. ホームページ 対象物件並びに購入手続きをホームページ等に掲載します。
等への掲載
↓
2. 申 込 先着順に市有地購入の申込みを受け付け、購入者を決定します。
ただし、同一の売却物件について、同日に複数の購入の申し込みがあった場合は、後日抽選にて購入者を決定します。
↓
3. 契 約 申込の日（抽選により購入者を決定した場合は抽選の日）から20日以内に売買契約を締結します。
ただし、下関市議会の議決を要する物件（以下「議決物件」という。）については申込の日（抽選により購入者を決定した場合は抽選の日）から10日以内に仮契約を締結し、下関市議会の議決を経た後、市は速やかに本契約を成立させるための通知（本契約通知）を行い、本契約確定となります。
↓
4. 売買代金 契約締結と同時に売買代金の全額を市が発行する納入通知書により支払の支払い 払っていただきます。
ただし、議決物件については本契約確定と同時に売買代金の全額を市が発行する納入通知書により支払っていただきます。
↓
5. 所有権の 市が所有権移転登記を行い、登記識別情報を交付します（登記手続き移転登記 は省略いたしません）。

注意1) 申込の日（抽選により購入者を決定した場合は抽選の日）から20日以内に契約締結（代金の全額支払）しない場合、申込は取り消されます。その場合、同一物件について、再度申込をすることができません。

ただし、議決物件については申込の日（抽選により購入者を決定した場合は抽選の日）から10日以内に仮契約を締結しない場合、または議決後の本契約確定と同時に売買代金の全額を支払わない場合、申込を取り消されます。その場合、同一物件について、再度申込をすることができません。

注意2) 契約締結（代金の全額支払）（議決物件については本契約確定（代金の全額支払））までは地質調査等を行うことはできません。

市有財産の先着順売払い案内書（土地・建物付き土地）

1. 受付方法

市有財産売払申請書に記入、押印（実印）し、以下の添付書類と一緒に、下記の受付場所まで持参してください。郵送などの受付はいたしません。なお、書類に押印が無い場合又は添付書類が不足している場合、受付はいたしませんのでご注意ください。また、申請者と契約締結（議決物件は仮契約を締結し、議決後、本契約確定となります）を行い、申請者の名義で所有権移転登記を行うこととなります（共有名議で申請される方は、連名で記入、押印（実印）してください）。

【添付書類】

市有財産売払申請理由書、委任状、印鑑（登録）証明書、住民票又は法人登記簿（現在事項全部証明書）

※委任状の添付は市有財産売払申請書の申請者が来庁して申込される場合、必要ありません。

2. 申込に当って付す条件

契約相手方に対しては、売買契約及び売買仮契約において次の条件を付すこととします。

（1）物件周辺の環境等から次の条件を付します。

「落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しない。また、市有財産売買契約締結の日（議決物件は市有財産売買仮契約締結の日）から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しない」こと。

（2）違約金

「契約相手方は、上記（1）の条件に違反した場合は、市の定める金額（売買代金の3割）を違約金として市に支払わなければならない」こと。

3. 受付場所

下関市役所本庁舎東棟4階 資産経営課（083-231-1472）

4. 受付時間

午前9時00分から午後4時30分まで（土日祝日を除く。）

5. 購入者の決定方法

先着順に市有地購入の申込みを受け付け、購入者を決定します。

ただし、同一の売却物件について、同日に複数の購入の申し込みがあった場合は、後日抽選にて購入者を決定します。

6. 申込時に持参するもの

申込みにあたっては以下の書類を「3. 受付場所」まで持参してください。なお、書類に記入、押印が無い場合又は添付書類が不足している場合、受付はいたしませんのでご注意ください。

(1) 市有財産売払申請書

※予め記入、押印（実印）してください。

(2) 市有財産売払申請理由書

※予め記入、押印（実印）してください。

(3) 委任状

※委任状は市有財産売払申請書の申請者が申込（来庁）される場合は必要ありません。

以下のような場合には、委任状を必ず持参してください。

なお、複数の物件を申込み場合、委任状は物件ごとに必要となります。

① 個人として申請する場合で止むを得ず代理の方が申請されるとき。

② 法人として申請する場合で代表権のない方が申請されるとき。

③ 共有名義で登記する場合（代表者以外全員分）。

※委任状を持参されていない場合、申込を受け付けることができませんのでご注意ください。委任状は所定様式を使用してください。

また、申込みをされる申請者が土地の購入予定者以外である場合等、委任状の必要の有無について事前に当課担当者までご確認ください。

(4) 印鑑（登録）証明書の原本

市有財産売払申請書の申請者ご本人のものをお持ちください。

(5) 住民票又は法人登記簿（現在事項全部証明書）の原本

市有財産売払申請書の申請者ご本人のものをお持ちください。

7. 契約の締結等

- (1) 申込の日（抽選により購入者を決定した場合は抽選の日）から20日以内に売買契約を締結します。ただし、議決物件については申込の日から10日以内に仮契約を締結し、議決後、速やかに本契約確定となります。
- (2) 売買契約書（案）及び売買仮契約書（案）は、6～15ページのとおりで。

8. 売買代金の支払い方法

契約締結と同時に売買代金の全額を市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

ただし、議決物件については本契約確定と同時に売買代金の全額を市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

9. 所有権の移転等

- (1) 契約締結（売買代金の全額納付）が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡します。議決物件については、本契約確定（売買代金の全額納付）が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、市が登記所に嘱託し行います。この所有権移転登記手続きは省略いたしません。市が行う嘱託登記業務は、所有権移転登記のみです。登記完了後、登記識別情報をお渡ししますので、物件受領書と登記識別情報の受領書に受領印が必要となります。
- (3) 売買契約書（議決物件については、売買仮契約書）（市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記手続きに必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

10. その他

- (1) 物件の引渡しは、現状有姿のまま行います。物件の購入を希望される方は、物件調書及び物件調書の補足説明に記載のある事項を確認し、事前に必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。
- (2) 売却物件の土地利用に関し、隣接所有者又は地域住民等との調整等はすべて買受人において行っていただきます。
- (3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議などは、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) 引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、この契約の解除、損害賠償、本物件の修補又は売買代金の減額の請

求等の一切の法的請求をすることができません。（買受人が消費者契約法に規定される消費者の場合はこの限りではありません。）

- (5) この先着順売払に関する全ての書類への記入（契約書等も含む）において、消せるボールペンの使用を禁止します。

市有財産売買契約書（代金即納方式）

売出人下関市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、市有財産の売買について、次の条項により契約を締結した。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「本物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	地目	地積（㎡）	備考

2 甲乙両者は、本物件の所在及び数量並びに別紙1容認事項を確認し、この契約締結後は、一切の異議を述べないものとする。

（売買代金）

第3条 本物件の売買代金（以下「売買代金」という。）の額は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、契約保証金を免除する。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、この契約締結と同時に甲に支払う。

（所有権の移転）

第6条 本物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（登記嘱託請求書等）

第7条 乙は、この契約の締結時に、登記嘱託請求書に登録免許税の領収書又は登録免許税相当額の収入印紙を添えて甲に提出する。

（本物件の引渡し）

第8条 本物件は、第6条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した時に引渡す。

2 この場合においては、乙は、本物件に係る土地受領書を甲に提出する。

（用途の禁止及び制限）

第9条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しない。

2 乙は、この契約締結の日から5年間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しない。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定並びにこの契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、この契約の解除、損害賠償、本物件の修補又は売買代金の減額の請求等の一切の法的請求を行わない。ただし、

乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当するときは、乙は、引渡しの日から1年間に限り、甲に対して本物件の修補（別紙1容認事項に約された事項に関するものを除く。）のみ協議を申し出ることができるものとし、甲は、これに応じるものとする。

（違約金）

第11条 乙は、第9条に規程する義務に違反したときは、金 円を、違約金として甲に支払う。

2 前項の違約金は、第15条に規程する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除権）

第12条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないときは、催告を行うことなく、直ちにこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害を受けた場合であっても、その損害の補償を甲に請求しない。

（売買代金の返還等）

第13条 甲は、前条第1項に規定する解除権（以下「解除権」という。）を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。この場合において、その返還金には利息を付さない。

2 乙は、甲が解除権を行使した場合においては、支払った違約金、本物件に支出した必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しない。

（乙の原状回復義務）

第14条 乙は、甲が解除権を行使した場合においては、甲の指定する期日までに自らの負担において本物件を原状に回復して甲に返還する。ただし、甲が本物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、本物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払う。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に係る必要書類等（第7条に定めた登記嘱託請求書等をいう。）を甲に提出する。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に規定する義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払う。

（返還金の相殺）

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき違約金等（第11条第1項の規定による違約金、第14条第2項の規定による減損額に相当する金額又は前条の規定による損害賠償金をいう。以下同じ。）があるときは、返還する売買代金と違約金等とを対当額をもって相殺する。

（契約の費用）

第17条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項）

第18条 この契約に関する下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措

置については、別紙２下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(契約事項以外の事項)

第１９条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

(裁判管轄)

第２０条 この契約に関する訴えの管轄は、山口地方裁判所下関支部とする。

以上の契約締結を証するため、この証書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年（ 年） 月 日

甲 下関市
下関市長 前 田 晋 太 郎

乙 住所
氏名

(ご注意)

- ・実際の契約段階において、契約書の内容が変更になる場合がありますので、予め御承知置きください。

容認事項

1. 本物件の引渡しは、現状有姿とすること。
2. 法令及び条例には、土地の売買のために土壤汚染を調査し、及び報告する義務等の規定はなく、本物件においても土壤汚染の調査は行っていないため、土壤汚染の有無については不明である。この契約の締結後に土壤汚染の調査、報告等が必要となった場合の費用、土壤汚染が判明した場合にその汚染された土壤の除去に係る費用その他土壤汚染の措置に係る一切の費用は、全て乙が負担すること。
3. 本物件への越境物等に関する当該越境物等の所有者、隣接地所有者等との協議、調整等については、全て乙において行うこと。
4. 本物件の利用に関し、隣接地所有者、地域住民等との協議、調整等は、全て乙において行うこと。
5. 本物件の利用のために整地等が必要な場合の造成費その他の費用の一切は、全て乙が負担すること。
- 6.
- 7.

※6以降については、各物件調書の「参考事項」が記載されますので各物件により記載内容が異なります。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

市有財産売買仮契約書

この仮契約は、下関市議会の議決を経た後、下関市長が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約として確定するものとする。

売出人下関市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、市有財産の売買について、次の条項により契約を締結した。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「本物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	地目	地籍（㎡）	備考

2 甲乙両者は、本物件の所在及び数量並びに別紙1容認事項を確認し、この契約締結後は、一切の異議を述べないものとする。

（売買代金）

第3条 本物件の売買代金（以下「売買代金」という。）の額は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、契約保証金を免除する。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、本契約確定と同時に甲に支払う。

（所有権の移転）

第6条 本物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（登記嘱託請求書等）

第7条 乙は、本契約確定と同時に、登記嘱託請求書に登録免許税の領収書又は登録免許税相当額の収入印紙を添えて甲に提出する。

（本物件の引渡し）

第8条 本物件は、第6条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した時に引渡す。

2 この場合においては、乙は、本物件に係る土地受領書を甲に提出する。

（用途の禁止及び制限）

第9条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しない。

2 乙は、本契約確定の日から5年間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しない。

（危険負担）

第10条 乙は、この契約締結の時から第8条の規定による本物件の引渡しの時までの間

において、本物件が、甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求しない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定並びにこの契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、この契約の解除、損害賠償、本物件の修補又は売買代金の減額の請求等の一切の法的請求を行わない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当するときは、乙は、引渡しの日から1年間に限り、甲に対して本物件の修補（別紙1 容認事項を除く。）のみ協議を申し出ることができるものとし、甲は、これに応じるものとする。

(違約金)

第12条 乙は、第9条に定める義務に違反したときは、金 円を、違約金として甲に支払う。

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなく、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約の解除された場合において、損害を受けた場合であっても、その損害の補償を甲に請求しない。

(売買代金の返還等)

第14条 甲は、前条第1項に定める解除権（以下「解除権」という。）を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。この場合において、その返還金には利息を付さない。

2 乙は、甲が解除権を行使した場合においては、支払った違約金、本物件に支出した必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が解除権を行使した場合においては、甲の指定する期日までに自らの負担において本物件を原状に回復して甲に返還する。ただし、甲が本物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、本物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払う。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に係る必要書類等（第7条に定めた登記嘱託請求書等をいう。）を甲に提出する。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払う。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき違約金等（第12条第1項に定める違約金、第15条第2項の規定による

減損額に相当する金額又は前条の規定による損害賠償金をいう。以下同じ。) があるときは、返還する売買代金と違約金等とを対当額をもって相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第19条 この契約に関する下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、別紙2 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(契約事項以外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴えの管轄は、山口地方裁判所下関支部とする。

以上の契約締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年（ 年） 月 日

甲 下関市
下関市長 前 田 晋 太 郎

乙 住所
氏名

容認事項

1. 本物件の引渡しは、現状有姿とすること。
2. 法令及び条例には、土地の売買のために土壤汚染を調査し、及び報告する義務等の規定はなく、本物件においても土壤汚染の調査は行っていないため、土壤汚染の有無については不明である。この契約の締結後に土壤汚染の調査、報告等が必要となった場合の費用、土壤汚染が判明した場合にその汚染された土壤の除去に係る費用その他土壤汚染の措置に係る一切の費用は、全て乙が負担すること。
3. 本物件への越境物等に関する当該越境物等の所有者、隣接地所有者等との協議、調整等については、全て乙において行うこと。
4. 本物件の利用に関し、隣接地所有者、地域住民等との協議、調整等は、全て乙において行うこと。
5. 本物件の利用のために整地等が必要な場合の造成費その他の費用の一切は、全て乙が負担すること。
- 6.
- 7.

※6以降については、各物件調書の「参考事項」が記載されますので各物件により記載内容が異なります。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

委 任 状

下 関 市 長 様

物 件 の 表 示

No	所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
	下関市				

上記物件の申込先着順売却について次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人氏名 _____ 印 _____

☒ 上記物件の先着順申込手続きの一切の権限

☒ 上記物件の購入後に必要となる手続きの一切の権限

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(委任者の印鑑証明登録印を押印する。) _____ ↑

＜ 参考法令（令和 7 年 8 月 日現在）＞

・ **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）**

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

・ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）**

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2 省略

3 省略

4 省略

- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

【 本件についての問い合わせ 】

下関市役所 総務部 資産経営課

〒 7 5 0 - 8 5 2 1

下関市南部町 1 番 1 号（下関市役所本庁舎東棟 4 階）

直 通 （ 0 8 3 ） 2 3 1 - 1 4 7 2

F A X （ 0 8 3 ） 2 3 1 - 3 1 5 8